



1. 福祉金融機関〈ろうきん〉



〈ろうきん〉の基本姿勢	06
〈ろうきん〉の社会的役割	07
労金連の役割	08
ろうきん相互支援制度	10
〈ろうきん〉のCSR	12
〈ろうきん〉の経営	13
〈ろうきん〉の不良債権の状況	13
〈ろうきん〉の自己資本比率	14
沿革・あゆみ	15



〈ろうきん〉は日本でただひとつ、 はたらく人のための生活応援バンクです。

〈ろうきん〉の基本姿勢

目的

**〈ろうきん〉は、
はたらく仲間がつくった
福祉金融機関です。**

〈ろうきん〉は、労働組合や生活協同組合のはたらく仲間が、お互いを助け合うために、資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。〈ろうきん〉は、はたらく人とその家族が安心して快適な日々を送れる社会づくりをめざしています。

世の中に数多くある金融機関の中で、純粹にはたらく人の福祉金融機関と呼べるのは、〈ろうきん〉しかありません。

運営

**〈ろうきん〉は、
営利を目的としない
金融機関です。**

〈ろうきん〉は、労働金庫法に基づいて、営利を目的とせず公平かつ民主的に運営されています。

この〈ろうきん〉独自の運営に共感する人たちの輪が日本中に広がり、メンバーは全国で約1,000万人。労働組合や生活協同組合の仲間をはじめ、多くのはたらく仲間に広く利用されています。

運用

**〈ろうきん〉は、
生活者本位に考える
金融機関です。**

〈ろうきん〉の業務内容は預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりありませんが、はたらく仲間からお預かりした資金は、大切な共有財産として、住宅・自動車・教育・育児などの資金として、はたらく仲間に融資することにより、はたらく仲間とその家族を支え、より豊かにするために役立てられています。

〈ろうきん〉の事業運営3原則

〈ろうきん〉の目的や原則は労働金庫法によって規定されており、市中銀行との違いが明確に区分されています。〈ろうきん〉は労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(原則)

- 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。
- 2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

〈ろうきん〉は、はたらく人たちがお互いを助け合う、あたたかな絆から生まれた“はたらく仲間の金融機関”です。

その基本とする姿勢も、社会的な役割も、くらしに役立つ商品やサービスも、すべてがはたらく人の生活の視点から発想されたものです。

〈ろうきん〉は人と人の輪の中で、くらしを見つめ、ニーズをつかみ、快適で賢い生活のためのベストアドバイスを提案できる、はたらく人たちのいちばん身近で親しみやすい金融機関=生活応援バンクであり続けたいと考えています。

〈ろうきん〉の社会的役割

〈ろうきん〉は、「協同組織の福祉金融機関」としてみんなの生活を支える社会的な役割を担っています。

生活応援運動

〈ろうきん〉は、お金に関する悩みを解決するため、生活設計・生活防衛・生活改善の3つの取組みで、生涯にわたってはたらく人の生活をサポートしています。

福祉金融機能の発揮

〈ろうきん〉は、はたらく人をサポートするため、国・地方自治体と連携し、低金利な福祉ローンなどを提供しています。

労働組合の支援

〈ろうきん〉は、組合員のライフプランを支援する様々な商品やサービスを提供し、労働組合の自主福祉活動をバックアップしています。

低金利な融資商品の提供

〈ろうきん〉は、営利を目的としない福祉金融機関としての独自性を発揮し、カード・自動車・住宅・教育などの分野で低金利な融資商品を提供しています。

利用者の拡大

〈ろうきん〉では、労働組合のない職場ではたらく方々、パート・有期契約・派遣労働者、退職された方々にもご利用いただけるよう取り組んでいます。

福祉事業の助成

〈ろうきん〉は、生活協同組合やNPOなどへ事業資金を供給し、福祉事業団体に対する金融セクターの役割を発揮しています。

多重債務の予防

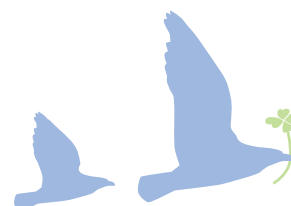
〈ろうきん〉は、多重債務者にならないようにカードローンやクレジットカードの注意点を伝えし、全国で相談や借換などに対応しています。

財形制度の改善

〈ろうきん〉は、財形貯蓄制度を改善するために、労働者福祉団体と連携して国に対する要望書を提出するなど、よりよい財形制度づくりに努めています。

退職金・企業年金の見直し支援

〈ろうきん〉は、退職金・企業年金を守る取組みをサポートするとともに、退職後の大切な生活費となる資産の運用をお手伝いしています。

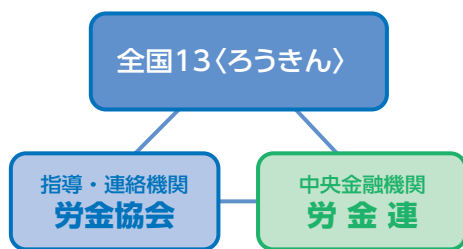


〈ろうきん〉業態の中央金融機関

労金連の役割

〈ろうきん〉の誕生から5年後の1955年、労金連は、〈ろうきん〉を会員とする中央金融機関として設立されました。現在、13の〈ろうきん〉が労金連の会員となっています。

〈ろうきん〉の中央機関として役割を果たしているのが労金連と一般社団法人全国労働金庫協会（労金協会）です。労金連は、〈ろうきん〉が行う金融活動を支え、〈ろうきん〉業態の発展に寄与するため、次のような役割を担っています。（詳しくは、「主要な業務の内容」62ページ～をご覧ください。）また、労金協会は、〈ろうきん〉業態全体の政策・課題について調査・研究・方針化し、提案・調整ならびに指導・連絡などを行っています。



1

〈ろうきん〉間の資金需給調整

〈ろうきん〉との預金・貸出金取引を通じて〈ろうきん〉相互間の資金の需給調整を行っています。

2

〈ろうきん〉の金融業務の補完

内国為替の資金決済、国債や投資信託の窓口販売、公共料金等の預金口座振替、公的年金振込の中継や業務事務支援など、〈ろうきん〉の金融業務機能の補完を行っています。

3

〈ろうきん〉業態の信用力の向上

ろうきん相互支援制度（業態セーフティネット）などの運営を通じて、〈ろうきん〉業態の信用力の維持・向上に努めています。

4

総合事務センターの運営と事務集中による〈ろうきん〉の業務の効率化

総合事務センターにおけるアール・ワンシステムの開発・運用など、事務の集中処理により業務の効率化を図っています。

5

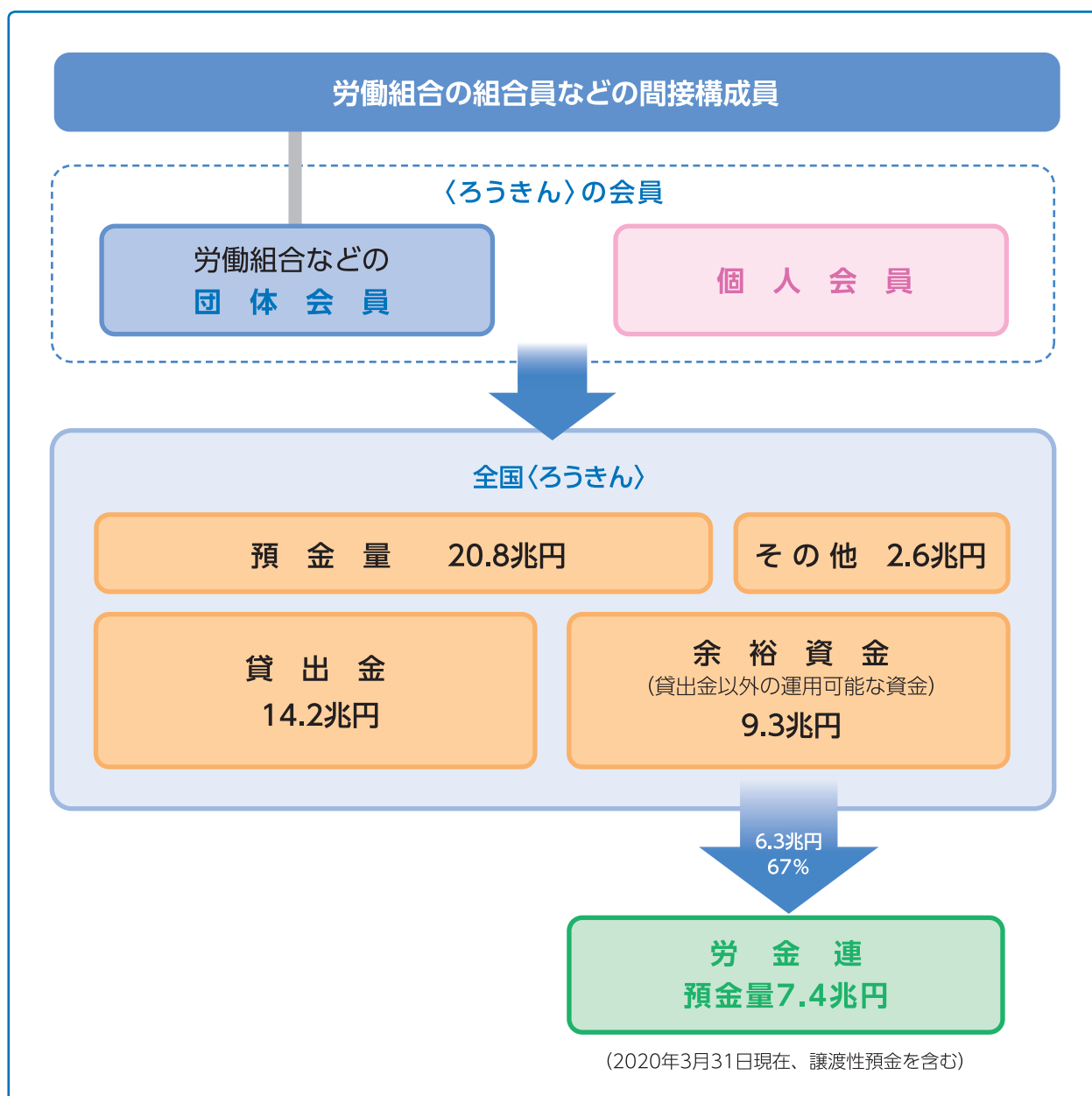
〈ろうきん〉の余裕資金の集中による効率運用

〈ろうきん〉の余裕資金の効率運用ニーズに応えるため、預金で受け入れた資金を金融市場で効率運用しています。

	労金連	労働金庫
根 拠 法	労働金庫法（1953年）	
組 織	会員の出資による協同組織の非営利法人	
会 員	労働金庫	①労働組合 ②消費生活協同組合及び同連合会 ③国家公務員の団体、地方公務員の団体、健康保険組合及び同連合会、国家公務員の共済組合及び同連合会、地方公務員等の共済組合及び同連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ④福利共済活動等を目的とする団体（過半数が労働者）及びその連合団体 ⑤地区内に住所を有する労働者及び地区内に存する事業場に使用される労働者（定款に定めのある場合）
金 庫 数	1	全国計 13 金庫
会 員 数	13 金庫	全国計 119,083会員 （団体 50,796） （個人 68,287）
間接構成員数	—	全国計 11,400,656 人
出 資 金	1,200 億円	全国計 963 億円
預 金 （譲渡性預金含む）	7 兆 4,968 億円	全国計 20 兆 8,775 億円
貸 出 金	2 兆 5,463 億円	全国計 14 兆 2,011 億円
店 舗 数	1 店舗	全国計 614 店舗
常勤役職員数	431 人	全国計 11,317 人
自己資本比率	21.83%	全国平均 9.76%

(2020年3月31日現在)

〈ろうきん〉から労金連への資金の流れ



〈ろうきん〉は、会員や間接構成員の皆さまから預金としてお預かりした資金を主に住宅ローンなどの貸出資金として役立てています。

貸出金以外の資金は、労金連への預金や有価証券などで運用していますが、貸出金以外のこれらの運用資金を余裕資金と呼んでいます。

労金連では、〈ろうきん〉の余裕資金のうち67%を預金で受け入れ、その資金を有価証券や貸出金などで運用しています。

また、労金連が受け入れている預金(譲渡性預金を含む)の84%は〈ろうきん〉からの預金です。

〈ろうきん〉業態のセーフティネット

ろうきん相互支援制度

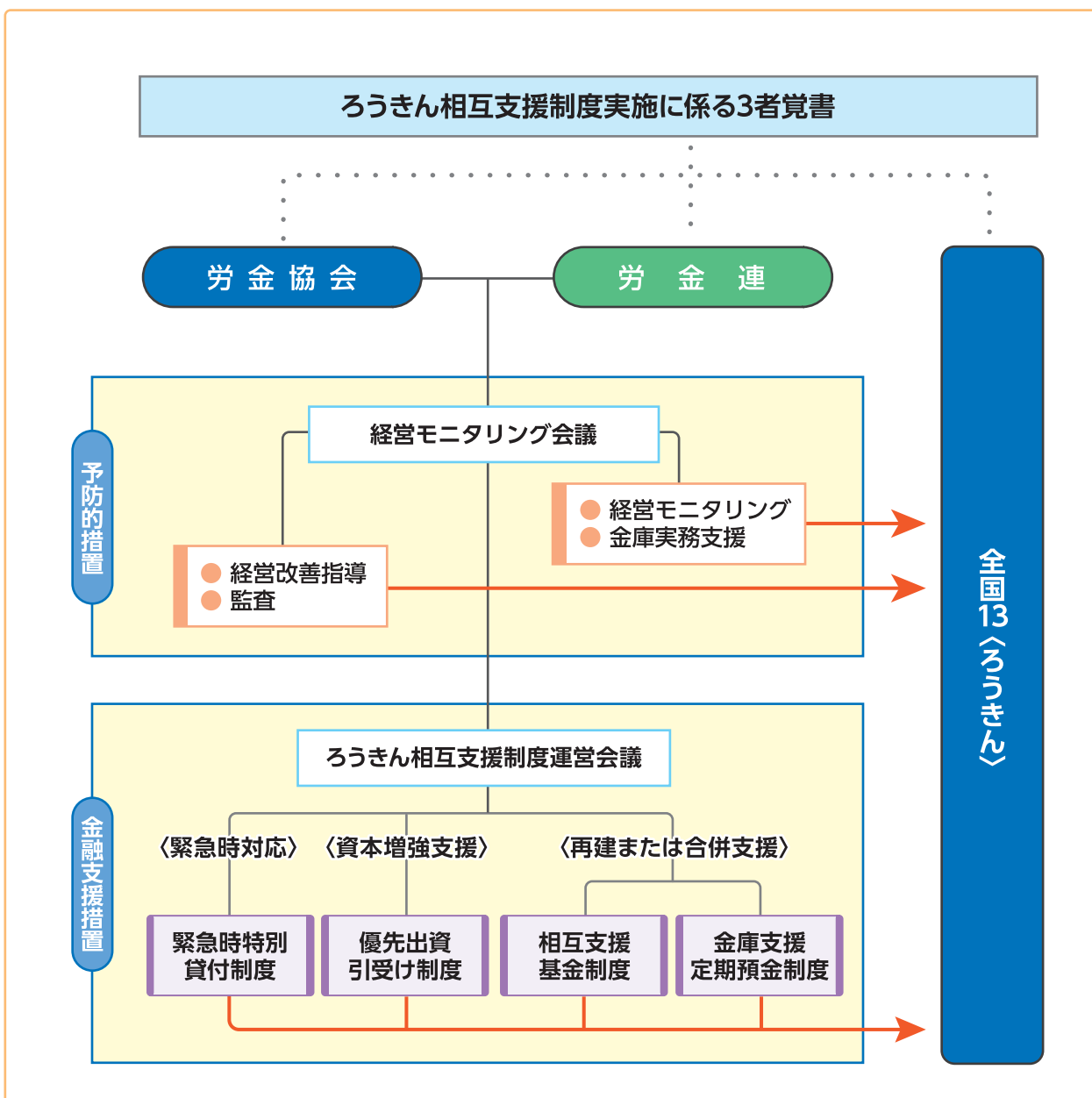
お客さまの預金を守るしくみに、預金保険制度(公的セーフティネット)があります。

この預金保険制度とは別に、〈ろうきん〉は、業態独自のセーフティネットとして、ろうきん相互支援制度を運営し、預金保険制度の利用に至ることのないよう、お客さまの大切な預金を守っています。

ろうきん相互支援制度は、①〈ろうきん〉の経営悪化を未然に防止し、その経営力強化を図るとともに、②資本増強等を必要とする〈ろうきん〉に対して労金連が支援を行うという2本の柱により構成されています。

全国13〈ろうきん〉、労金協会および労金連の3者によるセーフティネットが、
お客さまの大切な預金を守っています。

ろうきん相互支援制度



1番目の柱

〈ろうきん〉の経営悪化を未然に防止するために行う〈ろうきん〉の経営状況のモニタリング(経営モニタリング)および経営改善指導等の予防的措置

労金連は、〈ろうきん〉から定期的に経営管理資料の提出を受け、経営モニタリング制度に基づき〈ろうきん〉の経営分析を行っています。経営上の問題が認められた場合には、労金協会と労金連が共同運営する「経営モニタリング会議」においてその問題の程度に応じた措置を協議し、労金協会が経営改善指導や監査を実施します。

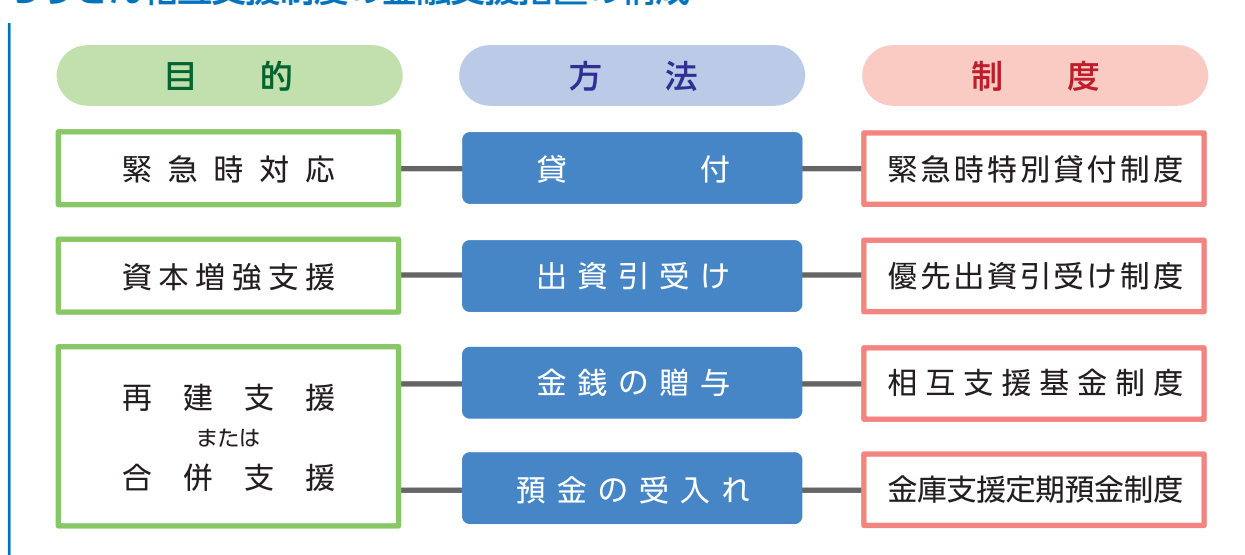
2番目の柱

〈ろうきん〉の経営状態に応じて適用する金融支援措置

万が一、いずれかの〈ろうきん〉に経営上の問題が生じ金融面での支援が必要となった場合には、労金協会と労金連が共同運営する「ろうきん相互支援制度運営会議」において支援内容を協議し、労金連の金融機能を活用した緊急資金の貸付、資本注入、定期預金の受入れや資金援助を行うこと等で経営を支援します。

支援対象は、全国にあるすべての〈ろうきん〉です。(制度の適用を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。)

ろうきん相互支援制度の金融支援措置の構成



緊急時特別貸付制度

風評などにより、一時的に預金の払戻しが急増した場合やそのおそれがある場合、〈ろうきん〉は労金連に対し、緊急時特別貸付制度適用の申込みができます。あらかじめ設定された限度額内で借入れ申込みができるため、機動的な利用が可能となっています。

優先出資引受け制度

自己資本の充実の必要が生じた場合、〈ろうきん〉は労金連に対し、優先出資引受け制度適用の申込みができます。自己資本の増強は、普通出資による増資や事業活動の成果である当期純利益の蓄積により行うことが基本ですが、これらの手段を補完するための資本調達手段として制度化されたのがこの制度です。

相互支援基金制度

万が一、経営に重大な支障をきたした場合、〈ろうきん〉は労金連に対し、相互支援基金制度適用の申込みができます。相互支援基金制度は、全国の〈ろうきん〉と労金連が協力して積み立てた相互支援基金を財源とし、この基金から経営危機に陥った〈ろうきん〉に対し、資金援助を行う制度です。この基金から資金援助を受けた〈ろうきん〉は、事業の継続を図りながら健全化に努めます。

金庫支援定期預金制度

金庫支援定期預金制度は、相互支援基金制度の補完的な位置づけとして制度化されました。〈ろうきん〉は労金連に対し、金庫支援定期預金制度適用の申込みができ、適切なタイミングでの早期支援が可能となっています。この制度の支援を受けた〈ろうきん〉は、事業の継続を図りながら早期健全化に努めます。

〈ろうきん〉のCSR

金庫CSR支援の取組み

労金連は、「金庫CSR支援制度」に基づき、情報発信と資金交付により、全国の〈ろうきん〉が実施するCSR活動を支援しています。

情報発信

労金連のWebコンテンツ「ろうきんCSR広場」などにより、〈ろうきん〉のCSR活動を広く発信しています。

資金交付

NPO法人・ボランティア団体・市民ネットワーク等の活動支援を目的とした施策等を実施している〈ろうきん〉に対し、労金連は、機関会議決定を経て支援金を交付しています。2019年度は、〈ろうきん〉が実施したNPO法人・市民団体等への助成・寄付などのCSR活動に対して25百万円の支援金を交付しました。2005年度からの累計支援金額は3億1千万円を超えています。

ろうきんCSR広場からの情報発信

労金連Webサイト内に「ろうきんCSR広場」を開設しています。

〈ろうきん〉による各地域でのCSR活動の枠を超えて、〈ろうきん〉が取り組むCSR活動に関する情報を広く発信することで、〈ろうきん〉をご利用いただいている多くの方に「自分たちの預けたお金がはたらく仲間のため、世の中のために使われている」と実感していただくことを目的としています。

「ろうきんCSR広場」では、「ろうきんの理念とCSRのあゆみ」、「全国〈ろうきん〉のCSR活動」および「労金連のCSR活動」を紹介しています。



● 労金連Webサイト「ろうきんCSR広場」

<http://www.rokinren.com/csr/>



預金・融資が社会貢献につながる仕組み



育む・学ぶ・働くを〈ろうきん〉らしく応援



〈ろうきん〉業態を挙げて復興支援

自然災害に係る取組み

自然災害(地震・台風・大雨・大雪等)により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

労金連では、熊本地震の被災者支援の取組みを行う九州労働金庫を支援するため、労金連の特別貸付制度に基づき貸付を行っています。2020年3月末現在の残高は412億円となっています。

〈ろうきん〉の経営

経営の健全性と透明性は、金融機関として当然のことと考えています。

金融破綻や不良債権問題、さらにペイオフ解禁などにより、預金者の皆さまが金融機関を選択する基準として経営の健全性が重視されています。

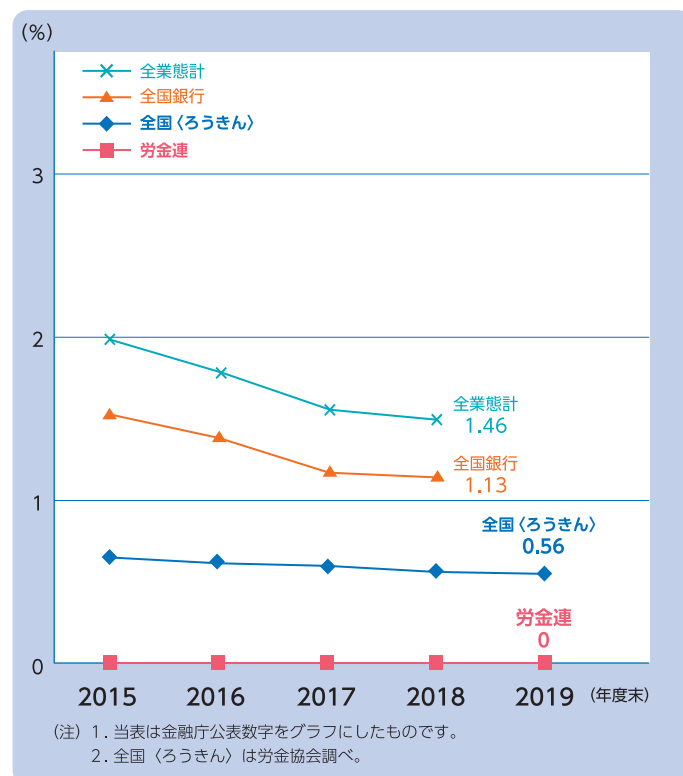
〈ろうきん〉は、安心・安全な経営を実践し、皆さまのご支持が得られるよう努力しています。

〈ろうきん〉は設立以来、営利を目的としない協同組織の福祉金融機関として、はたらく人たちからお預かりした資金をはたらく人の生活向上のために、有利な預金金利や低利な融資として還元しています。

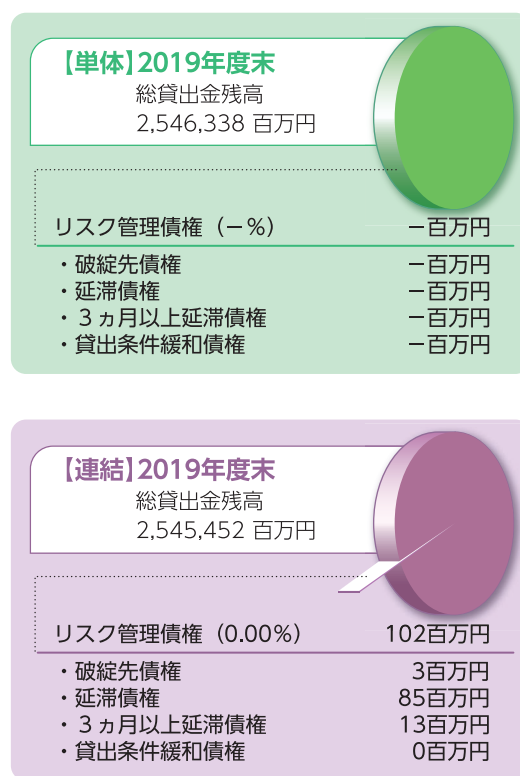
〈ろうきん〉の不良債権の状況

全国〈ろうきん〉の貸出金に占める不良債権（リスク管理債権）の比率は0.56%と、他業態に比べ大変低い数値となっています。
なお、2019年度末において、労金連には不良債権（リスク管理債権）はありません。

リスク管理債権比率の推移



労金連のリスク管理債権の状況

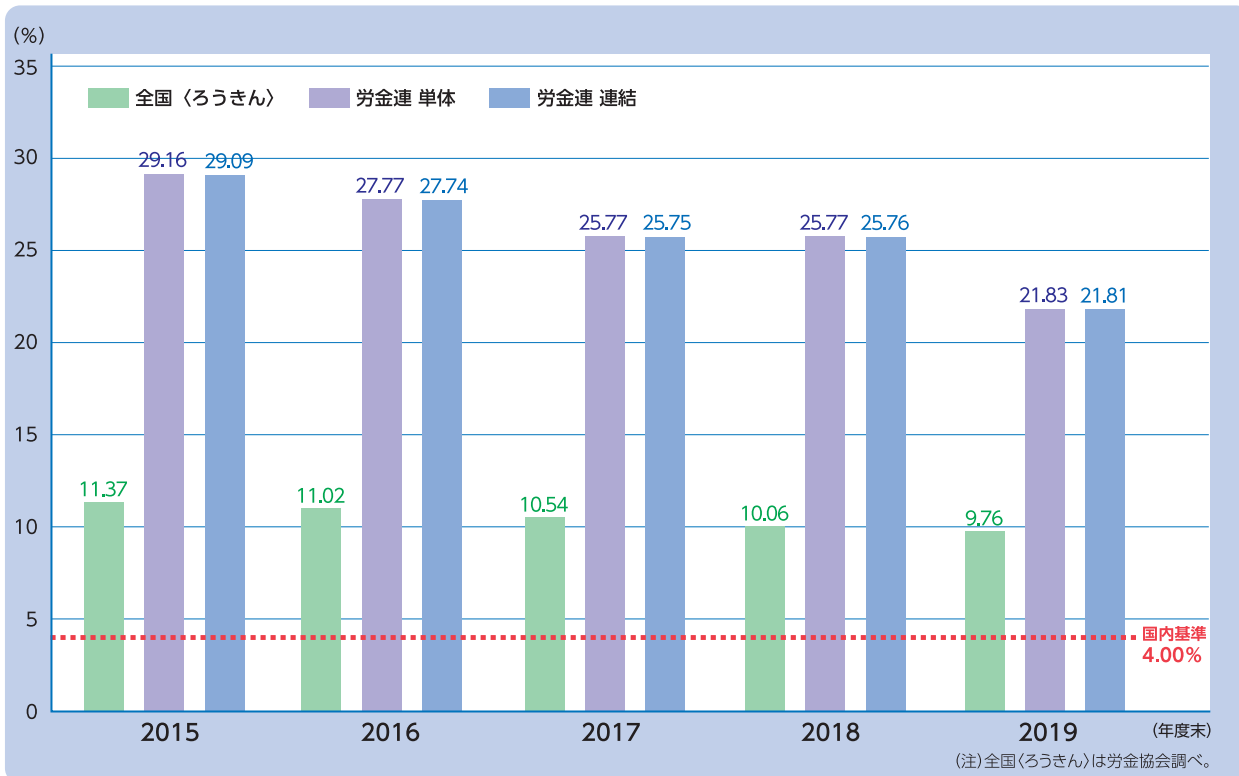


〈ろうきん〉の自己資本比率

〈ろうきん〉の自己資本比率の全国平均は9.76%、また、労金連の自己資本比率は21.83%と、国内基準の4%を大きく上回っています。

「自己資本比率」は、金融機関の自己資本の状況が適切であるかどうかを判断するための基準として法令により定められた指標で、労金連や〈ろうきん〉など、国内業務のみを行う金融機関では4%以上が求められています。

自己資本比率の推移



「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき算定しています。

なお、労金連および全国〈ろうきん〉は国内基準を採用しています。

沿革・あゆみ

1950	●岡山と兵庫に最初の〈ろうきん〉が生まれる		
1951	●全国労働金庫協会設立	1986	●〈ろうきん〉新シンボルマーク制定 ●預金保険制度加入 ●全国〈ろうきん〉預金5兆円突破
1953	●労働金庫法施行	1987	●ろうきん投資顧問設立
1955	●労働金庫連合会営業開始(出資金7,310万円) ●初代理事長に今井一男就任	1988	●私立学校教職員共済組合年金振込事務取扱開始 ●国債代理窓販業務取扱開始 ●両替業務取扱開始 ●ろうきんゼネラルファイナンスサービス設立
1957	●相互救済基金制度制定	1989	●東京金融先物取引所(現「東京金融取引所」)に加入 ●労働金庫総合事務センター設立
1958	●労金会館(港区)竣工 ●全国〈ろうきん〉間座勘定集中決済制度制定	1990	●全国〈ろうきん〉オンライン・システム(ユニティ)稼働 ●都銀、地銀とのオンライン業務提携(MICS)開始
1959	●伊勢湾台風被災者救援のため10億円緊急貸付実行	1991	●第二地銀、信金、信組、農協とのオンライン業務提携(MICS)開始 ●ROCS、MICSのサンデーバンキング開始
1960	●労金運動10周年記念中央集会 ～労働金庫の歌・統一マークを発表	1992	●員外貸出の対象範囲拡大 ●労金連、普通出資235億円に増資
1961	●中小企業退職金共済事業団(現「独立行政法人勤労者退職金共済機構」)代理業務取扱開始	1993	●中期計画策定・取組み開始 ●理事長に禿河徹映就任
1962	●特別貸付制度・義務預金制度制定	1994	●財形貯蓄契約件数業態別第1位獲得 ●国債直接窓販業務取扱開始 ●労金連、普通出資574億円に増資
1964	●労金連と労金協会の運営一体化を決定	1995	●阪神・淡路大震災被災者救援のための特別貸付実行 ●創立40周年記念祝賀会および記念活動の実施 ●労金連、普通出資685億円に増資
1965	●創立10周年記念式典 ●激甚災害特別貸付制度制定 ●テレックスを導入し、送金業務開始 ●〈ろうきん〉のマスコットキャラクターの愛称を“キン坊”に決定	1996	●「ろうきん・21世紀への改革とビジョン」策定・取組み開始 ●新労働金庫総合事務センター竣工 ●第2期中期計画策定・取組み開始 ●大規模災害特別貸付制度制定 ●対労働金庫デリバティブ取引開始 ●全国〈ろうきん〉預金10兆円突破
1967	●「労働金庫の基本理念」決定	1997	●新労働金庫総合事務センター本稼働 ●〈ろうきん〉の新マスコットキャラクター“ロッキー”誕生 ●員外監事の選任 ●監事会設置 ●「労働金庫の基本理念」の改定 ●労金連、普通出資764億円に増資
1971	●労働金庫研修所富士センター開所	1998	●組織統合支援基金制度制定 ●法定監査導入 ●近畿労働金庫発足(近畿7金庫統合)
1972	●〈ろうきん〉の統一商品 財形貯蓄「虹の預金」発売	1999	●郵貯オンライン業務提携開始 ●第3期中期計画策定・取組み開始 ●相互救済基金制度改正 ●投信窓販業務取扱開始 ●労金カードサービスとろうきんゼネラルファイナンスサービスが合併 ●日曜・祝日の自動機入金システム稼働
1973	●福祉資金貸付制度制定		
1974	●全国〈ろうきん〉預金1兆円突破 ●労金連、普通出資80億円に増資		
1975	●NHKの受信料の口座振替取扱開始		
1979	●国民金融公庫(現「日本政策金融公庫」)の奨学資金貸付業務受託 ●当座勘定集中決済制度 ●テレックスオンラインシステム稼働		
1981	●労働金庫会館(千代田区)竣工 ●日本銀行との当座預金取引開始 ●内国為替取扱開始		
1982	●東京手形交換所の代理交換開始 ●公立学校共済組合年金振込事務取扱開始 ●専売共済年金振込事務取扱開始 ●国庫金振込事務取扱開始 ●労金連、普通出資110億円に増資		
1983	●エルビーシー・労金カードサービス設立 ●労働金庫中央事務センター竣工 ●国家公務員共済年金振込事務取扱開始 ●理事長に船後正道就任 ●労金連、普通出資150億円に増資		
1984	●全国銀行データ通信システムに加盟 ●労金連、資金量1兆円突破 ●「労働金庫のビジョン」決定		
1985	●労働金庫研究所設立 ●全国〈ろうきん〉CDネット(ROCS)完成実施		

2000	●日本デビットカード(J-Debit)取扱開始 ●「労金連の経営方針」制定 ●理事長に濱本英輔就任 ●東海労働金庫発足(東海3金庫統合)	2010	●「労金連のSRI(社会的責任投資)原則」の制定 ●労金連、資金量5兆円突破
2001	●中央労働金庫発足(関東・山梨8金庫統合) ●四国労働金庫発足(四国4金庫統合) ●インターネットバンキング取扱開始 ●大分県労働金庫ユニティシステム移行 ●外貨預金業務取扱開始 ●北陸労働金庫発足(北陸3金庫統合) ●九州労働金庫発足(九州7金庫統合) ●日本銀行蔵入代理店業務の取扱開始 ●確定拠出年金業務の取扱開始 ●労金カードサービスとろうきん投資顧問を労金連子会社化	2011	●東日本大震災被災者救援のための特別貸付実行 ●理事長に森田則夫就任 ●ろうきん相互支援制度改正
2002	●ろうきん相互支援制度制定 ●第4期中期経営計画策定・取組み開始 ●財形貯蓄残高業態別第1位獲得 ●確定拠出年金運営管理機関業務取扱開始 ●ユニティシステム(情報系システム等)リニューアル稼働 ●監査法人による外部システム監査導入 ●ろうきん相談所開設 ●労金連、普通出資1,200億円に増資	2012	●「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」への署名 ●第7期中期経営計画策定・取組み開始 ●ICキャッシュカード基本形取引開始 ●総合事務センター西事務棟竣工
2003	●ユニティシステム(勘定系システム等)リニューアル稼働 ●理事長に岡田康彦就任 ●東北労働金庫発足(東北6金庫統合) ●中国労働金庫発足(中国4金庫統合)[13金庫体制]	2014	●全国〈ろうきん〉オンライン・システム(アール・ワンシステム)稼働 ●ろうきんダイレクトサービス開始 ●理事長に中江公人就任 ●「ろうきんビジョン～人々が支え合う共生社会の実現のために～」策定・取組み開始
2004	●Pay-easy(ペイジー)収納サービス開始 ●ろうきんZATTSサービス開始 ●アイワイバンク銀行(現「セブン銀行」)とのATM利用提携開始	2015	●第8期中期経営計画策定・取組み開始 ●創立60周年記念事業の実施 ●「ろうきん森の学校」が国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)連携事業に認定、10周年記念シンポジウム開催および第Ⅱ期事業開始 ●労働金庫研修所富士センター閉所
2005	●普通預金無利息型(決済用預金)取扱開始 ●第5期中期経営計画策定・取組み開始 ●国債窓販の個人向け国債取扱開始 ●創立50周年記念祝賀会および記念活動の実施 ●格付投資情報センター(R&I)から発行体格付け「AA-」取得 ●「ろうきん森の学校」開校	2016	●ろうきん点字通知サービス開始 ●イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークス、ビューカードとのATM提携開始 ●Webコンテンツ「ろうきんCSR広場」公開 ●ろうきんビジョンサポート貸付の創設 ●熊本地震被災者救援のための特別貸付実行 ●労金連、次世代認定マーク(くるみん)取得 ●「ろうきん森の学校」が第5回いきものにぎわい企業活動コンテストにて「公益社団法人国土緑化推進機構理事長賞」受賞
2006	●普通預金無利息型(決済用預金)取扱開始 ●第5期中期経営計画策定・取組み開始 ●国債窓販の個人向け国債取扱開始 ●創立50周年記念祝賀会および記念活動の実施 ●格付投資情報センター(R&I)から発行体格付け「AA-」取得 ●「ろうきん森の学校」開校	2017	●個人型確定拠出年金(iDeCo)取扱開始 ●ネット口座振替受付サービス開始 ●「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定 ●「たんぽぽ認知症治療保険」取扱開始 ●インターネット投資信託取引サービス開始 ●国連が提唱するPRI(責任投資原則)へ署名 ●スマートフォンによる口座開設アプリのサービス開始
2007	●新潟県労働金庫および静岡県労働金庫ユニティシステム移行 ●全国〈ろうきん〉預金15兆円突破	2018	●つみたてNISAの取扱開始 ●オープンAPIへの対応方針等の公表 ●第9期中期経営計画策定・取組み開始 ●ろうきん相互支援制度改正 ●「お客さま本位の業務運営に関する方針」の改正および成果指標(KPI)を設定
2008	●第6期中期経営計画策定・取組み開始 ●ろうきんアセットマネジメント(旧ろうきん投資顧問)解散 ●イオン銀行とのATM利用提携開始 ●労金カードサービスとエルピーシーが合併	2019	●「ろうきんSDGs行動指針」を策定 ●沖縄オフィスでのiDeCoコールセンター業務開始 ●「ろうきん森の学校」開校15周年 ●「ろうきんアプリ」サービス開始
2009	●「ろうきんDCプラン企業型年金規約」が規約承認・導入 ●「ろうきん森の学校」5周年記念シンポジウム開催	2020	●「LINE Pay」への電子マネーチャージの対応開始 ●次世代認定マーク(くるみん)および仕事と介護の両立支援のシンボルマーク(トモニン)の取得 ●「J-Coin Pay」への電子マネーチャージの対応開始 ●「労金連のESG投融資原則」の制定